

第6 設立後の手続きについて

1 法人設立認可書

豊中市での設立認可申請審査が終了すると、法人設立認可書が交付されます。

これによって社会福祉法人の登記が可能になります。(社会福祉法第34条には「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。」と規定されています。)従って、社会福祉法人の設立の認可のあった日(認可日、認可書の到達した日)から2週間以内(組合等登記令第2条)に登記をしなければなりません。

なお、法人登記については事前に所轄の登記所と十分相談のうえ、手続きを行ってください。

2 登記

登記事項は組合等登記令によって以下のとおり決められています。

《登記事項》

1. 目的及び業務(公益事業や収益事業を行う法人においてはそれらも登記してください。)
2. 名称
社会福祉法人〇〇〇〇会
3. 事務所(従たる事務所を置く法人においてはそれらも登記してください。)
4. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
理事長等の代表権を有する者のみ登記してください。
5. 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
委託事業のみを行う法人で、その事業が終了した場合は解散する旨の規定を定款上に定めている法人は、その規定を登記する必要があります。
6. 資産の総額
設立当初の財産目録に記載された差引純資産額を登記してください。
なお、今後は、毎会計年度終了後3ヶ月以内(6月30日まで)に変更登記を行う必要があります。

法人設立登記後に、法人の履歴事項全部証明書(写し)を提出してください。

3 役員等の選任評議員会・理事会

法人設立登記が完了した後、遅滞なく正規の役員等を選任するための手続きを行ってください。

①定款附則に定められた理事により、第1回理事会を開催します。

- ・評議員選任・解任委員会運営規程の制定、同委員会委員の選任
- ・評議員選任・解任委員会の開催決定及び同委員会に推薦する評議員候補者の決定
- ・評議員会の開催日時・場所・課題及び議案の決定
- ・評議員会で選任する理事・監事候補者の決定(監事候補者の決定については、その過半数の同意を確認し、同意を得た旨を議事録に記載します。)
- ・役員報酬等の額及び役員報酬規程に係る議案の決定

- ②第1回評議員選任・解任委員会を開き、理事が推薦した候補者から、評議員を選任します。
- ③第1回評議員会を開き、理事及び監事を選任します。また、役員の報酬及び役員報酬規程等、早急に必要となる規程について、評議員会の承認を得ます。
- ④新たに選任された理事により第2回理事会を開催し、理事長を選任します。また、定款に規定した場合は、業務執行理事の選任も行います。その他の重要事項（重要な契約、定款細則や経理規程等）を決議します。
- ⑤選任された理事長の登記を2週間以内に行ってください。

《必要書類》評議員・理事・監事

- 1. 役員名簿
- 2. 就任承諾書（必ず任期を記載してください。）
- 3. 履歴書
- 4. 印鑑登録証明書
- 5. 宣誓書
- 6. 選任通知書（必ず任期を記載してください。）

※法人設立前後の評議員・理事・監事の任期等

Cの時点での法人登記簿（履歴事項全部証明書）の状態	
役員に関する事項	大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事 〇〇〇〇
資産の総額	金〇〇〇〇万〇〇〇〇円
登記記録に関する事項	設立 令和C年C月C日

Hの後、登記した法人登記簿（履歴事項全部証明書）の状態

役員に関する事項	大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事 〇〇〇〇	令和D年D月D日重任
	大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事 〇〇〇〇	令和H年H月H日登記
資産の総額	金〇〇〇〇万〇〇〇〇円	
登記記録に関する事項	設立	令和C年C月C日

(注) 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 財産移転・設立完了報告

設立登記を終えたら、先に締結した贈与契約により、速やかに財産目録記載の財産の移転を行ってください。

定款の認可書の交付を受けて1か月以内にそれらの移転を終え、法人設立登記及び財産移転完了届を豊中市長宛提出してください。

なお、土地等不動産の所有権の移転登記に際しては、不動産使用証明（豊中市が証明した書類）を添付すると、登録免許税が免除されます。

※登録免許税法第4条第2項

「同法別表第3に掲げる登記等については、財務省令で定める書類を添付した場合、登録免許税を課さない。」

※同法別表第3の10

「社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記」

※財務省令で定める書類

上記適用範囲の要件に該当する旨の豊中市長の証明書。

5 建物の完成・登記

建物が完成したら、表示登記を行ったうえで上記不動産使用証明を請求し、建物の所有権保存登記を行ってください。

6 定款変更届

建物の所有権保存登記が完了したら、先に提出している建物所有権保存登記等誓約書に基づき基本財産に編入する手続きを行ってください。

評議員会で同建物を基本財産に編入し、これに係る定款変更をすることを決議する。

別紙「定款変更届」により、豊中市長あてに基本財産が増加した旨の届けを提出する。

※なお、建物の完成に伴い、法人の主たる事務所を移転する場合については、評議員会において、これに係る定款変更を決議し、事務所の所在地を変更した法人登記簿謄本を添付の上、定款変更届を提出してください。